この度は，弊社出版物「国際租税入門　Q&A　租税条約」をご購読いただき，誠にありがとうございます。

本書籍の中に，落丁がございました。次の１頁を追加し，深くお詫び申し上げます。

落丁部分　326 頁（Q227）

277 外国税額控除分の還付と還付加算金

Question

外国税額について，その金額が当期の法人税額を超える場合には，当該超過分について還付を受けられるとのことですが，その場合，還付加算金は付されるのでしょうか。

Point

付される

Answer

1 外国税額は外国政府に納付されたものであり，日本政府に納められたものではありません。その意味でいえば，日本で課される法人税や所得税などと若干性質が異なります。

そこで，このような疑問が生じたのだろうと思います。

2 しかし，納税者の立場からすれば，相手先こそ異なるものの，納付した税という意味でいえば同じです。

3 そこで，これらについても，他の法人税等の還付の場合と同様に，原則として年7.3％の還付加算金を付することとしています（注）（法法79②，通法58）。

（注） ただし，前年11月末日の公定歩合＋４％が7.3％に満たない場合には，この率は公定歩合＋４％となります（措法95）。

4 なお，還付加算金の始期は外国税額を納付したときではなく，確定申告書の提出期限の翌日から起算して１月を経過する日の翌日となります（通法58①三，通令24②五）。